

成田市建築審査会運営要領

令和2年7月29日
成田市建築審査会承認

(趣旨)

第1条 この要領は、成田市建築審査会条例施行規則（令和元年成田市規則第9号）第6条の規定により、成田市建築審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会の秩序)

第2条 会長は、会議の秩序を乱し、妨げとなるような行為をする者に対し、退場その他必要な事項を命じることができる。

(不服申立て)

第3条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第94条第1項の規定により審査請求をする者は、審査請求書を、会長に提出するものとする。

(口頭審査)

第4条 建築基準法第94条第3項の規定による口頭審査を行う場合は、審査請求人、特定行政庁、建築主事、建築監視員、指定確認検査機関その他の関係人（以下「関係人」という。）又はこれらの者の代理人に対し、出席通知書により出席を求めるとともに、当該口頭審査に係る審査事項、期日及び場所を公表するものとする。

2 関係人は、代理人を出席させるときは、あらかじめ、口頭審査における委任状を会長に提出しなければならない。また、代理人に変更があった場合は、その都度、提出するものとする。

3 関係人及びこれらの者の代理人は、口頭審査に出席できない場合は、あらかじめ、理由を付した文書を会長に届け出るものとする。

4 前項の場合において関係人は、当該事件について陳述書を提出することができる。

5 前項の陳述書は、口頭審査において朗読させることにより、口頭審査に代えるものとする。

6 会長は、第3項の規定による届出があった場合は、内容に応じて、口頭審査を延期することができる。

- 7 第1項の規定は，前項の規定により延期する場合について準用する。
- 8 関係人又はこれらの者の代理人は，第3項の規定による届出をせず口頭審査に出席しない場合又は第4項の陳述書の提出をしない場合は，陳述，反論等の機会を放棄したものとみなす。ただし，会長が正当な理由があると判断した場合はこの限りでない。
- 9 関係人は，証人を出席させる場合は，あらかじめ，証人出席届出書を会長に提出しなければならない。この場合において，会長は，必要に応じて証人の数を制限することができる。

（委任）

第5条 この要領に定めるもののほか，審査会の運営に関し必要な事項は，会長が別に定める。

附 則

この要領は，令和2年7月29日から施行する。